

# 悪質商法による消費者被害の例

## マルチ商法

---

友人に「おいしいバイトがあるんだけどやらない？」と聞かれ、特に何もしていなかったのでOKしました。

バイト先の事務所へ連れて行かれ、バイトの説明を受けました。化粧品を人に紹介して売ると自分に報酬が入り、その人が別の人に紹介して商品が売れると、自分にもボーナスが入るというものでした。ただし「最初にこの15万円の化粧品セットを購入してもらわなければならない」と言われ、高いのでどうしようか迷いましたが「みんなすぐに売れて元がとれる」と言われたので契約してしまいました。

友人に化粧品を紹介すると、誰も買ってくれず1つも売れませんでした。

しばらくすると事務所から電話が掛かってきて「このままではノルマに届かないので、届かない分は自己負担してもらおう」と言われました。「そんな話しは聞いていない」と言うと「契約書に書いてある」と言われました。確認すると確かに記載されており、完全に騙された、と思いました。